

昭和二十五年十月中官報物価号外目録

告 示

●厚生省、物価庁

- 四 特定医薬品検査手数料指定 (一〇)
- 電気通信省、物価庁

- 一六 国際電報料金表の一部改正 (一〇)
- 一七 国際電話通話料金表の一部改正 (一六)

●物価庁

(食糧、食品)

- 五二九 統制額廃止(大豆ミールの販売価格の統制額等) (一〇)
- 五三〇 昭和二十五年以降国内産なたねの販売価格の統制額の一部改正 (一〇)

- 五三一 なたねの油粕粉末の販売価格の統制額の一部改正 (一〇)
- 五三六 大豆の販売価格の統制額の一部改正 (一六)

- (食料)
- 五二五 飼料等の販売価格の統制額の一部改正 (一〇)
- 五三二 同右 (一〇)

- (繊維品)
- 五一八 輸入中古衣類(毛製品)の販売価格の統制額廃止 (一〇)
- 五一九 表生地に絹織物その他の絹糸による製品を原材料として使用した衣料製品の販売価格の統制額の一部改正 (一〇)
- 五二〇 表生地に絹織物その他の絹糸による製品を原材料として使用して縫製する縫製用布製

品及び綿タオルの販売価格の統制額指定

- 五二二 特別放出絹織物(チョップ品)の販売価格の統制額の一部改正 (一〇)
- 五三三 昭和二十四年度第三・四半期以降に割当られた原綿により生産された絹糸を使用した織物品規格による絹織物の販売価格の統制額の一部改正 (一〇)
- 五三三 昭和二十四年度第三・四半期以降に割当られた原綿により生産された絹糸を使用した織物品規格による絹織物の販売価格の統制額の一部改正 (一〇)
- 五三三 昭和二十四年度第三・四半期以降に割当られた原綿により生産された絹糸を使用した織物品規格による絹織物の販売価格の統制額の一部改正 (一〇)
- 五三四 輸出入絹織物(チョップ品)の国内転用販売価格の統制額の一部改正 (一〇)
- 五三六 昭和二十四年度第三・四半期以降に割当られた原綿により生産された原糸によつて製織された絹織物の染色等加工料金の統制額の一部改正 (一〇)
- 五三四 警察予備隊用絹織物の販売価格の統制額指定 (一〇)
- 五三五 輸出入絹織物(チョップ品)の国内転用販売価格の統制額の一部改正 (一〇)
- 五三八 新聞用巻取用紙の販売価格の統制額指定 (一〇)
- 五三九 パルプの販売価格の統制額指定 (一〇)
- 五四〇 洋紙の販売価格の統制額指定 (一〇)
- (機械金属)
- 五三七 鉄鉄の販売価格の統制額指定 (一〇)

自録四十九号
自録五十二号
◎凡例

件名上の数字は告示番号
()内の数字は号外番号
上段は頁数、下段は日

(化学製品)

- 五二七 染料の販売価格の統制額の一部改正 (一〇)
- 五二八 油類製品類石鹼類の販売価格の統制額の一部改正 (一〇)
- 五三三 医薬品の販売価格の統制額の一部改正 (一〇)

(料金)

- 五四一 日刊新聞の購読料の統制額指定 (一〇)

告 示

- 物価庁、日本販売公社
- 塩販売人の食卓塩及び精製塩販売制限価格 (一〇)